

第12回
消費者教育推進会議
議 事 録

平成27年12月14日（月）

消費者庁消費者教育・地方協力課

第12回消費者教育推進会議 議 事 次 第

1. 日 時 平成27年12月14日（月） 9：59～12：03
2. 場 所 中央合同庁舎第4号館共用1208特別会議室
3. 議 題
 - (1) 国における消費者教育の実施状況について（ヒアリング）
 - ・内閣府（食育）
 - ・金融庁（金融経済教育）
 - ・法務省（法教育）
 - ・環境省（環境教育）
 - (2) 学校における消費者教育の充実に向けて
 - (3) 若年者への消費者教育の充実について
 - (4) 消費者市民社会の形成への参画の重要性の理解促進について
4. 出席者（敬称略・50音順）

委員：東 珠実、飯泉 嘉門、大竹 美登利、尾嶋 由紀子、河野 恵美子、
齊藤 秀樹、佐分 正弘、島田 広、曾我部 多美、高山 靖子、
出口 貴美子、富岡 秀夫、西村 隆男、長谷川 敦子、古谷 由紀子、
堀内 壽夫、吉國 眞一

幹事等：内閣府大臣官房 福田政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（食育担当）
（食育推進室参事官）【ヒアリング出席者】
金融庁総務企画局 大島政策企画官【ヒアリング出席者】
法務省大臣官房司法法制部 松本官房付【ヒアリング出席者】
文部科学省生涯学習政策局 高橋男女共同参画学習課長
厚生労働省社会・援護局 金井地域福祉課長
農林水産省大臣官房 穴井参事官兼消費・安全局付
環境省総合環境政策局環境経済課 鈴木環境教育推進室長
消費者庁：板東長官、川口次長、岡田消費者教育・地方協力課長、
尾崎消費者教育企画官
5. 配布資料
 - 資料1－1 食育の推進について（内閣府）
 - 資料1－2 金融経済教育の取組み（金融庁）
（付属資料）「金融リテラシー・マップ」
 - 資料1－3 法教育（法務省）
（付属資料①）「やってみよう！考えてみよう 法教育」
（付属資料②）「ルールは誰のもの？～みんなで考える法教育～」
（付属資料③）「法やルールって、なぜ必要なんだろう？～私たちと法～」
 - 資料1－4 環境教育に関する施策について（環境省）
 - 資料2 学校における消費者教育の充実に向けて（案）
 - 資料3－1 若年者の消費者教育に関するWT第一回会合報告
 - 資料3－2 消費者市民社会普及WT第一回会合報告

【参考資料】

- 参考資料1 各省庁における消費者教育施策
- 参考資料2 消費者教育推進計画策定状況及び消費者教育推進地域協議会設置状況
- 参考資料3 消費者教育推進会議取りまとめ（平成27年3月）

【委員提出資料】

- 東委員 名古屋市消費生活センター「くらしのほっと通信」（消費者市民社会特集号
<2015年10月>）
- 富岡委員 エシカルアクションガイドブック「私たちの行動が未来をつくる ― めざせ！消費者市民 ―」
- 堀内委員 「第40回四国社会科教育研究大会」公民的分野の公開授業」

○西村会長 それでは、皆様がおそろいのようにございますので、ただいまより「第12回消費者教育推進会議」を開催いたします。

皆様、御多用のところを御参集いただきまして、ありがとうございます。

始めに、今回から本会議に参加されます長谷川委員から御挨拶を頂戴したいと思います。よろしく申し上げます。

○長谷川委員 おはようございます。私、三重県の教育委員会の高校教育課の課長をさせていただいております長谷川と申します。どうぞよろしく願いいたします。前回は公務のため欠席させていただきまして、今回から出席させていただきます。

実は、9年間、教育委員会に籍を置いているわけですがけれども、もともと高等学校の家庭科の教員でございます。9年前から5年間、家庭科の指導主事をさせていただいておりました。その後、課長補佐、課長ということで、現在、務めさせていただいております。

ちょうど9年前と申しますと、現行の学習指導要領の改訂の時期ということで、高等学校においても、消費者教育、生活者の視点として一層充実していく。また、社会の一員として意思決定能力を養っていくということで、現場の先生方にお話をさせていただいた記憶がございますが、まだ現場では手探り状態というか、もっと進めていかなきゃいけない状態であると認識しております。私、今回は家庭科教員の現場の立場として、また行政の立場として、両方の立場として出席させていただき、意見を言わせていただければと思っております。

どうぞよろしく願いいたします。

○西村会長 よろしく願いいたします。

本日は、尾上委員、柿沼委員、清家委員は御欠席でございます。飯泉委員におかれましては、途中御退席と伺っております。よろしく願いいたします。

それでは、早速、本日の議題に移ってまいります。議事次第をご覧ください。

前回の会議におきまして、今期の消費者教育推進会議の進め方として御議論いただき、基本方針の見直しに向けた論点整理の一環としまして、国における消費者教育及び消費生活に関連する教育の施策の実施状況を把握することにしております。前回、文部科学省からお話を伺いましたが、本日は内閣府、金融庁、法務省、環境省のそれぞれからお話を伺います。それぞれの御説明をいただきました後に、質疑応答という形で若干時間をとりまして進めさせていただきたいと思っております。

最初に、内閣府から食育につきましてお話をいただきたくと存じます。内閣府の福田食育推進室参事官、よろしく願いいたします。

○内閣府福田食育推進室参事官 内閣府の食育担当参事官・福田でございます。本日は貴重なお時間をいただきまして、どうもありがとうございます。どうかよろしく願いいたします。

お手元の資料1-1に沿いまして御説明させていただきます。食育につきましては、人間が生きていく上で非常に基本に当たる部分だということでございまして、国民の心身の

健康の増進、豊かな人間形成、そして食に関する感謝の念や理解を広げていただきたいということで、本日御出席の関係省庁もたくさんおられますけれども、また地方公共団体、各種の団体、様々な方々の御理解、御協力をいただきながら、国民運動として食育を推進しているところでございます。

まず、資料を1枚めくっていただきますと、次のページに食育推進の枠組みを書かせていただきました。

食育につきましては、平成17年に成立しました食育基本法に基づいて推進されておりました、この法律によりまして、食育推進会議という内閣総理大臣を会長とする会議がございます。委員は、関係閣僚と民間の有識者の方もお入りいただいた会議でございます、こちらのほうで食育推進基本計画の作成などを行っているところでございます。現在、第2次計画の最終年、5年目に当たっているという状況でございます。

さらに、日常的に食育についていろいろ幅広く御議論いただくための、食育推進評価専門委員会というものがございまして、こちらのほうは先ほどの食育推進会議の有識者委員に加え、専門の委員の方にもお入りいただきまして御議論いただいているところでございます。

この中で、内閣府としての取組を黄色の部分にお示ししてございますが、まずはこういった枠組みの庶務を担当する立場として、推進会議の運営、基本計画の作成、推進状況の把握などを行っております。そして、そういったものを含めまして、毎年の食育白書を各省の関係部局の御協力をいただきながら作成し、国民の皆様にお知らせしているところでございます。

また、事業の分野では食育推進運動を行っておりまして、基本計画上、毎年6月が「食育月間」、19日を「食育の日」としておりますが、この6月の「食育月間」中に「食育推進全国大会」というものを開きまして、その中でボランティアの優秀な方々に対する表彰などを行っているところでございます。

次のページが基本計画の枠組みでございます。

少し細かくて恐縮でございますが、第1の(1)にございますように、2次計画の重点課題は3点でございます。生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進。生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進。家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進ということでございます。

また、第2のところに11分野の目標をお示ししてございます。食育に関する幅広い分野にわたりまして目標を設定して、施策を推進しているところでございます。

次のページに移っていただきますと、まず内閣府の取組として、全国大会、そしてボランティア表彰をお示ししてございます。実は、これらも、食育白書に掲載しているものですが、これにつきましては白書が発刊された後の新しいものがございますので、ここで書かせていただきました。

今年の全国大会は、墨田区で6月20日、21日の2日にわたって開催してございます。開

会式などが終わりました後には各種のワークショップやシンポジウムを通じて国民の皆様には様々な情報を発信しております。また展示ブースにおきましては、今回、138に上る団体の方々に様々な情報提供をしていただいたところでございます。

また、同じページ、右側におきましては、平成21年から行っております食育推進に関わるボランティアの表彰でございまして、ご覧いただきますように、今年は個人の方もあり、生活改善推進員の方もあり、高校・大学・栄養士会の方など、幅広い分野の方々について表彰させていただきました。

次に、食育白書の中身を抜粋させていただきまして、食育について、どのように消費者・国民の皆様にお知らせしているかということをお説明させていただきます。

表紙のページをめくって、次に移っていただきますと、食育白書は毎年、様々な特集を組んでございますが、今年の食育白書の特集は「若い世代の食育の推進」ということでございました。様々な統計を見ましても、若い世代の方々、ここでは統計上、とれる20代ないしは30代の方を若い世代と見てございますが、そういった方々は、ほかの世代に比べますと、食に関する意識とか実践について数字が余りよろしくないということもあって、こういった方々への食育を更に推進していきたいという趣旨でございます。

白書の中では様々なデータなども御紹介させていただいていますが、事例一覧というのがございますけれども、世の中で様々な形で若い方々に対する食育、若しくは若い方々が中心になって食育を推進されていく、こういった事例を白書を通じて併せて御紹介させていただき、より一層活発に活動していただきたいと考えていたところでございます。今は一覧のみお示ししてございますが、白書の中では、各件1ページを使いまして、写真なども使って事例を御紹介させていただいてございます。

次のページからが関係各省が様々な取り組みられているものでございまして、平成26年の取組としての主だったものを挙げさせていただいているところでございます。

まず初めに、家庭における食育の一環といたしまして、厚生労働省では「健やか親子21（第2次）」というものを今年からスタートすべく、準備されたということでございます。地域間の健康格差の解消とか家庭環境の多様性を認識した母子健康サービスといったものを書いてございます。

それから、朝食の欠食を減らすとか共食の推移を追うといったことも推進されてございます。

次のページをおめくりいただきますと、左側は文部科学省の取組でございまして、「スーパー食育スクール」というものがございまして、食育を通じた健康増進、食文化の理解、地産地消の推進といったことであらかじめ目標を設定した上で、様々な取組をされているということでございます。平成26年度は、33事業42校で実施されたと伺っております。

同ページの右側は、農林水産省が行われている「フード・アクション・ニッポン」でございまして、食料自給率の向上や国産食材の消費拡大に向けた、民間企業の方々とも連携された取組ということでございます。

次のページをご覧くださいますと、左側は消費者庁の施策でございますが、食材を無駄にしない取組ということで、「クックパッド」の中に「無駄にしないレシピ」を掲載していただいたということを御紹介してございます。

また、右側のほうは、農業などに対する経験の場をいろいろ普及していただいて、食の循環を御理解いただく取組ということで、農林水産省でそうした体験学習を行うための学校向け、若しくは企業向けのマニュアルを作成されたという情報でございます。

次のページに移りますと、今度は食文化の関係が左側でございます。こちらのほうも農林水産省の取組でございますけれども、「食文化の保護・継承のための手引き」というものをお作りになりました。この中では、食文化というものについて、どういうふうに保護に取り組んでいくか。食文化と言いましても、食材、料理、料理を作る道具、食べ方、様々な切り口があるわけでございますけれども、そういったことも解説していただきながら、またいろいろな事例を織り込みながら、食文化の保護・継承の取組ということを御紹介されてございます。

同じページの右側は、内閣府食品安全委員会が取り組む、食の安全でございます。食品安全委員会は、ホームページやメールマガジン、それからフェイスブックなどを通じまして、国民の方々に正確な情報をお届けしているという取組でございます。

下のほうは、お子さん向けのキッズボックスというもので、それを新たにまとめて小・中学生向けの教材として提供されているという記事でございます。

最後のページは、少し年代が遡りますが、内閣府の取組でございまして、「食育ガイド」というものを2次の計画期間中に作成いたしました。食育は非常に幅が広がるございますし、また突き詰めれば専門的なことも含め、いろいろあるわけでございますけれども、まずは幅広い世代の方がそれぞれのお立場で最初の一步として、できるところから取り組んでいただきたいということで、まとめたものでございます。初めてご覧になる方でも、最初の一步としてはお分かりいただけるところではないかと思っております、内閣府でもこういった資料を作りまして、国民の皆様の御取組を後押ししているところでございます。

いずれにいたしましても、食育については非常に幅広い機関の方々の御協力をいただきながら取り組んでいるということで、その中で内閣府としてできることをしながら、白書などを通じて様々な情報を国民にお伝えしているという状況でございます。

以上です。

○西村会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御報告につきまして、委員の皆様から御質問等がございましたらお願いいたします。

出口委員、お願いします。

○出口委員 長崎から参りました小児科医の出口と申します。

素晴らしい食育の取組というものを、いろいろな各府省の方々が全国で頑張っているというのはすごくいいことだなとお聞きしていたのですが、1つ、昔の「早寝早起き朝ごはん

ん」運動という中での食事ということに対しての取組が非常に盛んだった時期があったと思うのです。子供たちにとって、子供だけではなく、大人もそうですけれども、御飯を食べる時間が非常に大事で、その時間、何を食べるかということも大事ですけれども、その辺りの「早寝早起き朝ごはん」運動との絡みと。

もう一つ、お母さんたちが仕事をするようになって、子どもたちの食事の時間がすごく遅くなっているというのが現状で、そうすると、食事の時間ということに対しての食育の方向性というものがあってもいいのかなと思っていますところですが、そのあたりの取組がされるといいなと思いました。

○西村会長 何か御回答等ございましたら、お願いいたします。

○内閣府福田食育推進室参事官 今日御紹介させていただいたのは、全体の白書の中でも正直言いますと、本当に目新しいトピックスを幾つか御紹介させていただいたところがございます。「早寝早起き朝ごはん」運動につきましては、少し息の長いところでやっているところです。現在でもそういった取組は行われていると伺っております。おっしゃるとおり、基本的な生活パターンと申しますか、きちんと朝起きて御飯を食べて活動していただくということは、とても重要なところでございますので、食育の立場からもそういったことも含めて推進しているところでございます。

後段の塾などの関係で食生活が時間的に不規則になるというのは、社会的に非常に難しいところがありまして、この場でこういう方法がございませうという御説明はなかなか難しいところではございますが、そういう規則正しい生活というのが心身の健康にとって大事であるということ、食育の立場からもしっかりお知らせしていくことが大事かなと思っています。

どうもありがとうございます。

○西村会長 では、吉國委員。

○吉國委員 金融広報中央委員会の吉國でございます。

今のお話にも関係があるのですけれども、最近よく言われています孤食という問題がございまして、特にシングルマザーとかシングルファザーの家庭で子供が親と食事を一緒にできない。一人で食事をとって、しかもしばしばカップラーメンのようなもので済ませている。私はあるNPO法人に関して、そこで「子ども食堂」というものをやったこともございますので、その孤食の問題というのは実は非常に深刻だということに初めて気付きました。その辺についても取り組んでおられるのでしょうか。

○西村会長 福田参事官、いかがですか。

○内閣府福田食育推進室参事官 今のお話も含めてお答えさせていただきますが、まずは高齢者の方の孤食のお話と、今、お話があったような貧困の関係を踏まえたお子さんの孤食の話と、両方あるように考えてございます。高齢者の方、特に女性の方の平均寿命が長いということもあって、単身の高齢の方がどうしても一定数いらっしゃる。

そういう方の孤食が多いという話もある中で、各地で年寄りの方向けにいろいろお食事

の会を開催したり、被災地で栄養士会さんがお年寄りにお食事をお配りする。それを単にお配りすると孤食になってしまうので、地域の保育所にお集まりいただいて、そこで小さなお子さんと一緒にお食事をとっていただいたり、併せて一緒に活動していただくとお年寄りの方も元気になるということも今年の白書で御紹介させていただいたところでありませう。そういった取組を広げていただくことも大事かなと思っております。

それから、後段の貧困の関係につきましては、政府も様々な形で子どもの貧困対策に取り組んでございます。貧困大綱というのも作成しておりますし、国民運動として、更に来年から活動を広げていこうとしている分野もございます。

そういったことの中で、お食事をお配りすること自体は福祉的な意味合いが非常に強いところもあると思うので、食育としてどこまで手を出せるかというのがあるのですが、そういったお子さんほど、食の重要性とか食に関するいろいろな知識について学べる機会がどうしても限られるところもございますので、そういった福祉などの分野の取組などとも連携しながら、御指摘のような部分についての取組も今後、しっかりやっていきたいなと思っております。

○西村会長 もう一件ぐらい。

では、古谷委員、お願いします。

○古谷委員 古谷です。

食育は消費者教育という側面もあるかと思いますが、国全体の体系的な位置付けを考えると、食育と消費者教育推進法で定められた消費者教育との関連性といった位置付けをどのように考えていらっしゃるか、現状、どのような取組になっているかということをお教えいただきたいと思っております。

○西村会長 お願いいたします。

○内閣府福田食育推進室参事官 消費者の法律との関係ということで、消費者庁のほうは少しお詳しいのかなと思っておりますけれども、冒頭申し上げましたように、食育については、いろいろな取組をしておりますけれども、最終的には国民の皆様が心身健康になっていただき、また食に関する理解を深め、伝統を引き継いでいただくといった行動につなげていただく、実践していただくということが非常に大事な分野だと思っております。

その中で、様々な食に関する情報があるものを、きちんと消費者の方にお分かりいただけるような形で御提供していくということが基本であろう。それにつきましては、内閣府独りでできるものでは当然ございませんので、いろいろな機関の方、団体の方のお力をお借りしながら、これまでもやってまいりましたし、これからも取り組んでいきたいと考えてございます。

済みません、法律との関係ということになりますと、消費者庁のほうでもコメントがあればお願いしたいです。

○西村会長 基本的に今日の議論は、消費者教育と、それぞれの教育がどう連携しているかということでお招きしているところでございます。できる限り御用意していらっしゃる

とは思いますが、消費者教育推進法の考え方の部分を若干でも触れていただいたほうがありがたいところです。つまり、消費者教育推進法としては、消費者市民社会の構築をしていこうというところがスローガンとして、理念としてあるわけですので、例えば食育を通じて、あるいは金融経済教育を通じて、どういうふうに消費者市民社会を構築していくのか。できればその辺をお伺いしたいというのが、私ども推進会議の考え方でございます。

御用意されたものがあるかと思うので、その範囲内でお話いただいても結構かと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

引き続きまして、金融経済教育のほうに入らせていただきたいと思います。

金融経済教育につきましては、金融庁大島政策管理官、よろしくお願ひいたします。

○金融庁大島政策管理官 金融庁の政策課で政策管理官をしております大島と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

私のほうからは、一昨年6月に「消費者教育の推進に関する基本的な方針」が出されてから、金融経済教育について、どのような取組を行ってきたのか、そして現在、何に取り組んでいるかということを中心に、それまでの経緯も含めまして御説明させていただきたいと思ひます。

まず、経緯につきまして、ごく簡単に申し上げます。お手元の資料1-2の1ページをご覧くださいければと思ひます。

今から約七、八年前に、サブプライム問題を契機といたしまして、リーマンショックなど世界的な金融危機が発生いたしました。このときの教訓の一つといたしまして、健全な金融システムを維持するためには、金融機関を規制するだけではなく、金融機関や金融商品を利用する方々にも、金融について必要な知識を身に付けていただくことが重要であるということが世界各国で再認識されまして、G20といった場におきましても、この重要性についての議論が行われました。

こうした国際的な動向を踏まえまして、金融庁の金融研究センターに有識者、関係省庁、関係団体をメンバーとする「金融経済教育研究会」を設置いたしました。これが約3年前の平成24年11月のことでございます。ここに書いてございますのは、その報告書の概要でございます。

今、消費者教育推進法との関連についてもというお話がございましたけれども、この研究会の報告書には金融経済教育の意義・目的が3つ挙げられておりまして、金融リテラシーの向上を通じて、国民一人一人が経済的に自立してより良い暮らしを送っていくことを可能とするとともに、健全で質の高い金融商品の提供を促進することや家計金融資産を有効活用することを通じて、公正で持続可能な社会の実現にも貢献していくということが書かれております。こうした考え方は、消費者教育推進法の考え方にも沿ったものになっていると考えております。

この報告書には、今後の金融経済教育の進め方をどうするかということについて、4つ

挙げられております。

例えば、「1. 身につけるべき金融リテラシー」に書かれている内容について申し上げますと、現代社会では、どなたであっても、例えば貯蓄、住宅ローン、保険、資産運用のための商品など、様々な金融商品を生涯にわたって御利用になるわけでございます。つまり、どなたであっても、日々生活していくに当たりまして、金融との関わりを持つことは避けられませんので、生活スキルとしての金融リテラシーを身に付けていただくことが重要である。つまり、金融や経済に関する知識だけでなく、家計の管理ですとか将来必要となる資金を確保するために長期的な生活設計を行う習慣や能力といったものを身に付けていただくことが重要になるということが書かれております。

また、金融経済教育は様々な関係者が取り組んでおります。例えば学校、金融広報中央委員会、全国銀行協会といった業界団体、そして各金融機関、NPO団体など、金融庁も含め様々な関係者が金融経済教育を行っております。

一方で、学校、あるいは社会人や高齢者の方々も、この金融経済教育に充てることのできる時間には限りがございますので、どうすれば効率的・効果的に進めていけるだろうかということも、この研究会で検討したわけですが、その結果、まずは「最低限身につけるべき金融リテラシー」というものに焦点を絞りまして、それを関係者の皆様で共有しながら連携して取り組んでいってはどうか、その際には、金融広報中央委員会のネットワークを活用して、金融経済教育推進会議というものを設置してはどうかということになりました。

1 ページの 4. をご覧いただきますと、今、申し上げたことが書かれております。そして、この金融経済教育推進会議で取り組むべき課題も挙げられております。例えば、「最低限身につけるべき金融リテラシー」を、金融経済教育を行っている関係者が教えやすいように具体化しまして、それらを年代別に整理して体系化するということが挙げられました。

資料の 3 ページをご覧いただきたいと思っておりますけれども、こうして平成25年6月、これは「消費者教育の推進に関する基本的な方針」が閣議決定される少し前でございますが、金融経済教育研究会の報告書で示された課題への取組について審議することを目的といたしまして、金融広報中央委員会の中に金融経済教育推進会議が設置されました。メンバーは有識者の方々、業界団体、そして金融広報中央委員会には事務局になっていただいております。もちろん金融庁など関係省庁も入っております。

先ほど、まず取り組むべき課題として、この「最低限身につけるべき金融リテラシー」を具体化して年代別に整理・体系化することが挙げられると申し上げましたが、その具体化・体系化したものが、お手元にもう一つ配付しております青い表紙の冊子「金融リテラシー・マップ」です。これは後ほどご覧いただければと思います。このマップの作成によりまして、身に付けていただく金融リテラシーの内容が明確となりまして、より効果的・効率的に金融経済教育を推進することが可能になったのではないかと考えております。

それでは、金融庁といたしまして、金融経済教育に関して具体的にどのような取組を行

っているのかということについて、御説明いたします。

4 ページをご覧いただければと思いますが、先ほども少し申し上げましたけれども、金融経済教育には様々な関係者の方々が関わって、実際に行っていただいています。ここに書いておりますのは、金融庁が関わっている主な取組でございます、ここに書いていないものもございます。まず出前講座を実施しております。これは、金融経済教育推進会議が設置される前からの取組でございますけれども、学校や地域の市民講座などに講師を派遣しております。

また、大学生に対しては、関係団体と連携いたしまして大学連携講座を提供しております。これは、金融経済教育推進会議の事務局でございます金融広報中央委員会の御尽力の下、金融庁も協力いたしまして、関係団体とともに一つの大学について15コマの講座を提供しております。昨年度、2つの大学から始まりまして、今年度は5つの大学に講座を提供しております。

また、東京都や金融広報中央委員会、業界団体とも連携いたしまして、生活設計に係る相談会を昨年度から開催しております。日本FP協会からファイナンシャルプランナーを相談員として派遣していただきまして、生活設計などに関する相談を無料でお受けするとともに、講演やセミナーも併せて開催いたしまして、金融リテラシーの向上に努めているところでございます。

ちなみに、この「相談」という観点からは、金融庁には金融サービス利用者相談室という組織が10年前にできまして、一般の方々からの様々な御相談をこの金融サービス利用者相談室がワンストップでお受けしております。この相談室では、例えば金融機関との間のトラブルに関する御相談ですとか、金融行政に関する御意見、御要望といったお話をお聞きしておりますが、そうした内容だけでなく、例えば、金融商品について契約する際の留意点を教えてほしいというような、トラブルが発生しないように備えておきたいという御相談、御要望もございまして、こうしたお問い合わせにもお答えしてまいりました。

このように、金融サービスを利用しようとする場合には、トラブルの発生を未然に防ぐということもとても大事でございますので、昨年5月から、この金融サービス利用者相談室に「事前相談」の窓口も新たに設けまして、トラブルの予防に努めているところでございます。

こうした取組以外にも、例えば全国各地の方々を対象としてシンポジウムを開催しております。これは10年ほど前から毎年継続して開催しております。また、今年1月にはOECD、ADB、日本銀行とともにグローバル・シンポジウムを開催いたしまして、国内・海外の研究者、政府関係者、教育関係者の方々などに御参加いただいております。ほかにはガイドブックなどを作成して配布したり、また、行動経済学を金融経済教育にも応用できないかといった問題意識から、大学の先生に研究をお願いしたりしております。

私からの説明は以上でございます。

○西村会長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から御質問等がありましたらお願いいたします。

飯泉委員からお願いします。

○飯泉委員 今、御説明いただいた金融経済教育、大変重要なものと、我々地方でも思っております。例えば1ページ目に書かれているように、小・中・高の段階から、また大学あるいは社会人・高齢者。特に、この中でも最低限習得すべき金融リテラシーということで、金融広報中央委員会の話が後ほど出てくるのですが、我々、金融教育ということで金融広報、地方は我々都道府県あるいは地方の金融機関と連携で、例えば夏休みの子供さんたちを対象に親子でという形でやらせていただいております。ということは、小中学校の早い段階から身につけておくことによって金融リテラシーとなっています。

今、例えば特殊詐欺を初めとして、大学生あるいは高齢者が2こぶラクダでターゲットにされるわけです。刑法犯の認知件数は全国的にも落ちているにもかかわらず、この特殊詐欺だけがウナギ登りです。こうしたところに大きな課題があるということでもありますので、地方公共団体あるいは教育委員会というところとしっかりリンクしてやっていただく。例えば1ページの右に関係当局、関係団体、ウェブサイトを相互にリンクを張りという中で、我々地方公共団体で持っている消費者情報センターが、地方では消費者被害とかのワンストップサービスの相談窓口となっておりますので、張られているかもしれないのですが、そうした窓口のリンクを積極的に張っていただくのが重要ではないかと思っています。

また、2ページにありますように、特にこの中でも金融取引の基本のところ、項目の3、4、5のインターネット取引、また10、11のローン・クレジットは本当によくだまされるところでもありますので、ベタで15項目、同じということではなくて、この中でも特にここは注意しなければいけないとか、それぞれの体系に応じてというのがこの後にも出てくるわけですが、小・中・高段階ではどれが重要なのか、あるいは大学・高齢者ではどれが重要なのか、これもマトリックスでお作りいただくほうがいいのではないかと思います。

そこで、3ページ目の趣旨のところのメンバーは、有識者、金融関係団体、金融広報中央委員会、関係省庁となっているのですが、できればここに地方公共団体を入れるべきではないか。ひょっとしたら有識者の中に入っているのかもしれないのですが、是非こうした点をお考えいただければ。

確かに4ページの生活設計に係る相談会には東京都が入っていますが、東京だけではなくて、全国的にこうした点は同様のことが起こるわけでありますので、地方公共団体とのリンケージを是非しっかりと張っていただく。

現に我々は金融広報のほうでやらせていただいておりますし、そうした被害が起こった場合には、真っ先に我々の消費者情報センターにそうしたものが来る。あるいは、広報をする場合にも、そうしたところからワンストップサービスで注意喚起を行う。こうしたものが金融のデメリットの点を防ぐ大きなポイントとなると思いますので、ひょっとしたらかぶっているかもしれませんが、是非お考えいただければと思います。

よろしく願いいたします。

○西村会長 大島管理官、今の点、何か御回答ありますか。よろしいですか。

○金融庁大島政策管理官 どうもありがとうございます。

特殊詐欺につきましては、一時期減少したものの、手口が巧妙化しているといった理由から、またこのところ増えてきておりますが、金融庁も警察庁、消費者庁と連携して被害の防止に取り組んでいるところでございます。政府広報も非常に頑張っているところであります。引き続き取り組んでいきたいと思っております。地方公共団体とのリンクということについても、金融庁といたしましても引き続き考えてまいりたいと思っておりますし、金融経済教育推進会議のメンバーのお話につきましては、金融広報中央委員会ともよく話をしながら検討していきたいと思っております。

○西村会長 では、齊藤委員。

○齊藤委員 ありがとうございます。

金融庁で大変きめ細かな施策をされておられますことに、まず敬意を表したいと思っております。

その中で、今の飯泉委員の御発言とかぶる部分があるわけでありましてけれども、大変立派な取組をされているわけですが、現場の高齢者のサイドから見ると、少し縁遠いといえますか、初めて聞くような情報が多いような感じがいたします。これは、恐らくいろいろな情報が十分に浸透していない、できにくい状況があるのだらうなと思っておりますので、官民間問わず、高齢者へのアプローチということをいろいろな角度でお考えいただければありがたいと思っております。

特に高齢者の場合は、特殊詐欺で引っ掛かる、だまされない知識ということも大変大事ではありますけれども、それ以前に、ここで言うところの金融リテラシー、基本的なことについて学ぶ機会というのが、人生の中では恐らく余りなかったのではないかとと思われる部分がございます。そういったことが今日の社会では非常に大事だということから、入り口として、更に発展した中でだまされないといえますか、正しい知識を持って自分自身の備えを十分にしていく。こういうことが大変重要なことだらうと思っております。

高齢者は、地域において様々な形で学びの場というものがございますから、そういった機会等々の中には是非こういう課題を入れていただくということも大事なポイントではないかなと思っております。

いずれにしても、国の段階、また金融庁の段階で立派な取組をされても、末端に浸透しないと、これは意味を持たないことではありますので、十分に地域の様々な機関にもPRいただいて、官民一体になって、こういう問題に対して取り組んでいただけるように、私どもとしても関心を持ちながら広めていきたいと思っておりますから、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○西村会長 ありがとうございます。

では、富岡委員。

○富岡委員 金融経済教育推進会議の事務局が金融広報中央委員会となっているのですけれども、中央省庁が事務局をやっていると思うのですけれども、どうして金融庁が事務局をやらないで日本銀行が行うのか。政策に反映するとなると、金融庁が事務局をやったほうがすぐに政策に反映できるのではないかと思うのですけれども、金融広報中央委員会が事務局をやっている理由というのは何なのでしょう。

○西村会長 吉國委員からお手が挙がっているのですが。吉國委員、お願いします。

○吉國委員 金融広報中央委員会の吉國でございます。金融庁の説明にも出てきましたし、幾つか質問もございましたので、簡単に申し上げておきます。

私どもの活動につきましては、ほとんど金融庁のほうで説明いただきましたけれども、若干付言申し上げますと、OECDの2012年の提言が今の金融教育のもとになっておりますけれども、金融広報中央委員会はその前からかなり組織的に金融教育の促進をうたっております。2005年に金融教育元年というのを打ち出して、「金融リテラシー・マップ」の基になった「年齢層別の金融学習目標」などを作ってきました。そういう素地の上に、今の状況があると思います。

それから、もともとは貯蓄増強中央委員会というのが戦後にできまして、そのネットワークというのが全国にございます。これは日本銀行の支店と県庁とで分担していますけれども、そういうネットワークがあったということで、多分、今の事務局を引き受けているのだと思います。

あと、飯泉委員から質問がございましたように、リンクを張るというのは非常に大切だと思っておりますので、今の金融広報中央委員会のホームページにもリンクがきちんと張られていますけれども、今、実はホームページの見直しを行って、その辺をもうちょっと見やすくするように努力している最中でございます。

○西村会長 では、最後に島田委員から。

○島田委員 消費者教育推進法との絡みで、持続可能な社会の形成といったところがお話の中にあっただかと思っておりますけれども、もう一つ、金融機関と金融商品を売る業者と消費者がいかに対話できるようになるかというところが、市場の健全化にとって大事な視点だと思います。この分野は、行動経済学の観点からというお話もありましたけれども、消費者が高い専門性ゆえにどうしても専門家依存に陥りやすい。そういう意味では、対話しにくい分野だと思うのですけれども、そういう中でどう対話できる消費者を作っていくのかという辺りの視点が非常に大事ではないか。その点、どういうふうに考えておられるのかというところと。

それから、全体として個人がどういうふうに豊かな生活を送るかという視点が非常に強いわけですけれども、個人がしっかりとした経済基盤を確立することが、社会全体にとってどういう意味を持つのか。正に持続可能な社会の形成というところとの関係が、幾つかマップのほうを拝見しますとそういうことが出てくるわけですけれども、まだまだ弱いのではないかという感じがしておりますけれども、その点、いかがでしょうか。

○西村会長 では、大島管理官、御回答いただけるようでしたら。

○金融庁大島政策管理官 対話できる消費者を作るということですが、まず「最低限身につけるべき金融リテラシー」、これにはいろいろありますけれども、そういった知識などを徐々に身に付けていただきながら、そうはいつでも自分だけの知識・判断で完全に身を守ることは難しいので、そういったときに専門家の方々にも相談できることが大事であるということも報告書には書いております。そういった形で底上げを図りつつ、皆さん、十分な知識などを身に付けるお時間ありませんので、専門家の力も借りるという形で進めていけないかというのが、この研究会の報告書の考えでございます。

あと、持続可能な社会の実現にも貢献していくところを、マップにもう少し盛り込めないかということですが、マップは一昨年から検討が始まりまして、昨年取りまとめられ、その後、今年改訂され、ようやくできたところですので、まずはこれを浸透させていく、教育を担っている方々に実際に使っていただくというフェーズにございますので、これに更に盛り込めるかどうかというのは、ちょっとにわかに申し上げられないのですが、いずれにいたしましても、皆さんの力を集めて作ったマップをこれから実際に使って浸透させていくというところに力を注いでいきたいと考えております。

○西村会長 ありがとうございます。この「金融リテラシー・マップ」、私も金融経済教育推進会議の委員の1人でございますが、何度か議論して、ここに至っているという経緯があって、当初案では持続可能性の部分を反映していなかったということもあったかに記憶しております。今、島田委員がおっしゃった、個人の豊かさを追求していくということが、持続可能な社会へどういうプラスの影響を与えていくかというところが見えないと、一人個人だけが幸福を追求していくことになっては身もふたもないというか。富裕層がどんどん富裕になっていくようなことでは困るわけですから、そういったことも是非御検討の中で進めていただければと思います。

どうもありがとうございました。

それでは、時間の関係がございますので、次の法教育のほうへ進めさせていただきたいと存じます。法務省から法教育についてお話をいただきたいと思っております。

松本官房付、よろしく願いいたします。

○法務省大臣官房司法法制部松本官房付 法務省大臣官房司法法制部で官房付をしております松本と申します。よろしく願い申し上げます。

本日の説明に際しましては、幾つか資料を準備させていただきました。まず、資料1-3のA4の資料が3枚ございます。あと、少し大ぶりのものになりますが、「法教育の教材」、小学生向けのもの、中学生向けのもの、それぞれ1冊ずつ、合計2冊。それと、「やってみよう法教育」と題するリーフレットを準備させていただきましたので、御確認ください。

それでは、大きく2つの項目、まずは法教育について簡単に御説明させていただき、次に、消費者教育との関係で行っている取組などについて、更に御説明させていただきたい

と思います。

まず、資料1－3の「法教育の概要」と題する資料をご覧ください。

法教育の概要について、これを推進している法務省としましては、法律の専門家ではない一般の人々が、法や司法制度の基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育と位置付けております。つまり、知識のインプットに重きを置くのではなくて、あくまでも生きていく、生活していく上での知恵を身に付けることに重点を置いた教育という考え方をしております。そして、この法教育が自由で公正な社会の担い手として、公共的な事柄に参加する責任感や、法を守らなければならないという規範意識を育むことにつながると考えております。

次に、少し下に行きまして、法教育の内容という欄をご覧ください。法教育の主な内容でございますが、大きく4つの分野がございます。この中で2つ目の○に、日常生活における身近な問題を題材に合意形成のルールを理解させるというのがございますが、これが消費者教育に特に関係する部分でございます。

法教育につきましては、これを受ける子供の成長・発達に応じて、小・中・高等学校を通じた法教育を行うことが重要であろうと考えております。本日配付させていただきました法務省作成の法教育教材においても、子供の成長や発達の段階に応じた身近な事例を使って、ロールプレイやグループディスカッションなどを行い、法やルールに基づいて考え、話し合い、公正な解決を導くという体験をし、法的なものの考え方を身に付けるための授業ができるよう、その内容や構成に工夫しております。なお、平成23年度から全面実施されております現行の学習指導要領においても、下の囲みに記載されているとおり、法教育に関係する内容が盛り込まれております。特に契約の重要性といった消費者教育に関係する司法の分野にも力が入れているところでございます。

そして、このような法教育の普及・推進のために、2枚目の「法教育の普及・推進に向けた法務省の取組」に記載されておりますとおり、法務省としましては、これは先ほど御紹介いたしました小学校・中学校向けの法教育教材の作成や、学校や地域の集まりに法務省の職員などを講師として派遣して行う法教育授業、これを我々は「出前授業」と呼んでおりますが、そういったものを実施しているところでございます。出前授業などの具体的な様子などは、先ほど御紹介しましたリーフレットに記載してありますので、ご覧いただけたらと思います。

次に、消費者教育との関係で、法教育について法務省がどんな取組をしているかについて御紹介させていただきます。

もう1枚めくっていただきまして、「法教育と消費者教育」と題する資料をご覧ください。

法教育と消費者教育との関係につきましては、平成25年6月28日に閣議決定された「消費者教育の推進に関する基本的な方針」で取り上げられているところでございます。この決定では、「法教育の内容の一部として、日常生活を支える私法の基本的な考え方を実感

として理解し、身に付けることが挙げられる」とされた上で、国民一人一人が「自立した消費生活を営むためには、消費活動の前提となる身近な法律である私法の基本的な考え方（契約自由の原則、私的自治の原則など）を理解する必要がある」とされております。

この意味で、法教育は、選択し、契約することの理解と考える態度を身に付けて、消費者契約の適正化を目指すものであり、消費者教育と整合するとされているところがございます。すなわち法教育により、そもそも契約とは何なのか、なぜ契約を守らなければいけないのか、あるいは、例外的に契約を解消できるのはどういった場合なのかといったことをきちんと理解していれば、消費者として適切な行動をとり、未然にトラブルを避けたり、起きたトラブルについても適切に解決する方法を考えることができると考えているからです。

続いて、法務省が行っている法教育に関する取組のうち、特に消費者教育に関連するものについて具体的に御説明いたします。

まず、法教育教材の作成との関係では、教材において消費者教育に関連する分野を取り上げております。先ほど御紹介しました2冊の法教育の教材のうち、小学生向けの法教育教材では、「約束をすること、守ること」という単元が32ページ以降に展開されております。また、中学生向けの法教育教材では、46ページ以降に「私法と消費者保護」という単元を設けて、それぞれ消費者教育との関係で取り上げております。これらの教材のうち、小学生向けの法教育教材については、全国2万816校の小学校のほか教育関係機関に、中学校向けの法教育教材については、全国1万493校の中学校のほか教育関係機関に、それぞれ配付させていただいております。

小学生向けの法教育教材にある「約束をすること、守ること」という単元は、子供たちの間で物の貸し借りをめぐる問題が多く起きていることを踏まえ、約束やこれを守ることについて実感として理解させることを目指しております。また、中学生向けの法教育教材にある「私法と消費者保護」という単元については、日常生活における身近な問題を題材にするなど工夫をして、契約自由の原則や私的自治の原則を理解できるようにすることを目指しております。これらの教材につきましては、お配りした紙のもののみならず、法務省のホームページでも電子媒体として公開しており、誰でも自由に利用していただけるようになっております。

次に、「出前授業」でございますが、消費者教育に関係する私法分野については、主に各地の法務局の職員が学校などへ出向いて授業を行っております。先ほどの「法教育と消費者教育」と題する資料にも記載しておきましたが、平成25年度は実施回数273回、参加人数1万2,251人、平成26年度は実施回数139回、参加人数は7,424人に上っております。このような出前授業では、小・中・高校生はもちろんのこと、社会人を含めた一般の方々にも、契約についてですとか身の回りにある法律問題といったテーマで授業をさせていただいております。

行われた具体的な授業例につきましては、先ほどの法教育と消費者教育と題する資料の

一番下の囲みに書いてございますが、「約束をすること・守ること」というテーマで、物の貸し借りを題材に約束をすること、守ることの意義について考えさせ、理解を深める授業を、また、「契約ってなんだろう」というテーマでは、売買契約等の契約類型を学び、契約の成立・解除などについて学ぶ授業、さらに、「身の回りにある法律的な問題」というテーマでは、契約類型について学んだ上で、契約トラブルの類型についても、それぞれの考え方を学ぶ授業を行っております。

説明は以上になりますけれども、法務省としましては、今後も文部科学省や消費者庁を初めとする関係機関と連携しながら、法教育の普及・推進に取り組んでまいりたいと考えております。

御清聴ありがとうございました。

○西村会長 どうもありがとうございました。大変すばらしい教材も御用意いただきまして、ありがとうございます。

それでは、御質問等ありましたらお願いいたします。

東委員、お願いいたします。

○東委員 失礼いたします。非常にすばらしい教材も御提示いただきまして、ありがとうございました。

法教育につきましては、今回、消費者市民社会ということを視点に消費者教育を考える上では、かなり近い、接点がたくさんあるものだと認識しております。その中で、教材について少し御質問させていただきたいと思っております。

こちらの教材、ワークシート型でございますし、学習指導要領なども踏まえて、非常に優れた教材であると思っております。非常にボリュームも多くて、先ほどのお話ですと、全国の小学校・中学校に配布されているということでございました。この教材は、実際にどういうふうにご利用されているかということについて、何かお調べになられたようなものがあるかどうかということですね。特にどの教科で、あるいはどの程度、どんな形で利用されているか、この点を教えていただければと思います。

教材は素晴らしいものがたくさんあるのですけれども、実際、それを学校に届けた後、どのように活用されているかということについて、十分にその効果があるのか、ないのか、なかなか把握し切れない部分もあるかと思いますので、お分かりになります範囲で御教示いただければと思います。

○西村会長 よろしくお願いいたします。

○法務省大臣官房司法法制部松本官房付 正直に申し上げまして、教材が実際に教育の現場でどのように使われているかということについての調査は、これからの課題だと考えております。正に、まずは教材を作るということについて力を注いでまいりまして、今後は、高校生向けの教材についても作成を考えているところでございます。

しかし、委員の御指摘のとおりでございますので、PDCAのサイクルも合わせて考えていかなければなりませんので、教育の現場における具体的な使い勝手といったことなどについ

でも、これからいろいろお話を伺いながら改善していく、また、教育の現場、先生の皆さんはいろいろお忙しゅうございますので、そういった中でどのようにやっていただくかということにつきましても、例えばモデル授業みたいなものをこれから作るなどしながら、こういった形で授業をやればいいのかという具体的なイメージを教育の現場の先生方に持っていただけるようにしていくことも、これからの課題と考えております。まさに委員御指摘のとおりでございます、これからその点についてもきちんと取り組んでまいりたいと考えております。

御指摘ありがとうございます。

○東委員 よろしく願いいたします。

○西村会長 では、教材配布のときに簡単なアンケートをつけて配っているということではなくて、教材だけを配布したということではよろしいですか。

○法務省大臣官房司法法制部松本官房付 まずは配布をさせていただきます、そこからということで、段階的にやっていこうと考えております。

○西村会長 分かりました。

続いて、尾嶋委員、お願いします。

○尾嶋委員 法教育といいますと、一般の方は難しいという印象を受けると思いますが、正に御説明されたとおり、簡単に言うと約束を守ることだと思えます。

実は私どもの協会では、大学祭で契約に関する啓発などを毎年行っておりまして、簡単なクイズを皆さんにいただいています。大学祭では大学生だけではなくて、地元の方とか小学生・中学生・高校生、様々な方が参加してくださるのですが、そこで例えば「お店に行って契約したときに解約できるか」などのクイズをしますと、正解率が非常に低いのです。クーリングオフが周知されていて、早い段階だったら簡単に解約できるのではないかと認識している方が多いようで、契約の基本が皆さんにまだ十分に身に付いていないのではないかと感じています。

もう一つ、越境取引の委員をさせていただきましたが、グローバル化が進み、海外の事業者との越境取引が多くなっておりますが、解約できても返金されない例が結構多くあります。日本人は契約に関する認識が少し甘いのではないかとということが議論になったこともあります。こういった教材を十分に活用して、法教育の基本的なことを徹底していくことが必要かと思いました。

ありがとうございました。

○西村会長 ありがとうございます。

そのほかに意見ございますか。古谷委員、お願いします。

○古谷委員 法教育の大変充実したテキスト等を拝見いたしました。

2点、意見を申し上げたいと思います。

まず、消費者との関連で言うと、契約といいますか、そこに少し偏り過ぎている印象があります。なぜかという、持続可能な社会という観点で考えたときには、そういった契

約だけではなくて、例えば憲法上の基本的人権といったことを関連付けて学んだほうが、より理解できるのではないかと思います。是非そのような観点も盛り込んでいただければと思います。

2点目ですけれども、基本的にルールを守りましょうということで、契約を理解させるということは、消費者が十分理解ができていない現状において必要なのですが、実は消費者問題というのは、市場経済の基本的なルールでは解決できない問題がたくさんあるわけです。そういう意味では、法体系としては、民法以外にも消費者契約法とか、いろいろな法律があって、そのなかで例えば行政が介入して、最終的には問題解決を図るような取り組みをしているわけです。あまりルールを守るということに限定して教育がなされると、解決できない問題を消費者自身に負担させてしまうことにもなりかねないことも起きてまいります。もう少し大きな視点で問題解決、消費者保護を入れ込んでいただければいいと思います。

以上です。

○西村会長 何かコメントがもしあればということで。

○法務省大臣官房司法法制部松本官房付 1点だけ。

まず、憲法の点につきましては、中学生向けの教材で憲法の意味についても単元を設けておきまして、これと関連付けながら対応できるのではないかと思います。

大きな視点という御指摘ももっともだと思いますので、法教育を通じて、答えのない課題についてみんなで考えていくという中で、そういった考え方を身に付けていただけるようにという観点から、留意してやっていきたいと思っております。

ありがとうございます。

○西村会長 島田委員、最後に。

○島田委員 今の古谷委員のお考えに反対を述べるものではなくて、むしろ賛成ですけれども、個々の分野にいろいろなものを盛り込んでいくという発想よりは、いろいろな分野がつながって、どう補完し合っているのかという全体像をきちんと整理して示していくことのほうが大事なのではないかと。いろいろなところで同じことをずっと何回もというよりは、いろいろ関連している教材がそれぞれどう補完し合っているのかというのを、消費者教育の分野で言えば、消費者教育の体系イメージマップなり何なりの体系に即して、この分野ではこういう法教育の教材が使えますよといった、いろいろな分野に散らばっている教材の情報をきちんと整理して、学校の現場で正に体系的な消費者教育ができるようなものを掲示していく。

それがどこの省庁がおやりになるべきなのか、今、直ちにわかりませんが、そういった方法が必要なのではないかと考えます。

意見です。

○西村会長 貴重な意見、ありがとうございました。

では、法教育についてはここまでとさせていただきます。どうもありがとうございました。

た。

前半の最後になりますが、環境教育について入ってまいります。環境省鈴木環境教育推進室長、お願いいたします。

○環境省鈴木環境教育推進室長 環境省の環境教育推進室・鈴木でございます。よろしく
お願いいたします。

資料1-4でございます。

1ページめくっていただきまして、「環境教育等促進法について」ということで御説明
させていただきたいと思っております。

まず、左のほう、経緯でございまして、この法律は平成15年、議員立法により出てまい
りまして、成立いたしております。

その後、2点ほど要因がございまして、改正になりました。まず1点目は、環境保全活
動や行政・企業・民間団体の協働しての取組の重要性の拡大。もう一点は、昨年11月に愛
知県名古屋のほうでESD、ユネスコ世界会議が行われたわけでございますが、持続可能のた
めの教育、この10年の動きを見計らいまして、環境教育の関心が高まってきたというこ
とで、平成23年6月、改正法が公布されております。

なお、基本方針についてでございますが、平成24年6月、閣議決定して、現在、それ
に基づいて持続可能な社会作りに取り組んでおります。参考資料ということで、次のページ
に閣議決定の基本的な方針を添付させていただいております。

次に、法律の主な内容ということで、先ほどのページの右のほうに簡単にまとめてござ
います。

1つ目の丸は基本理念でございます。対等な立場において相互に協力してということで、
アンダーラインを引かせていただいておりますが、協働の概念が盛り込まれたというこ
とで、これは分野横断的な環境保全活動といったもの、あるいは環境教育等を体系的に推
進するためには、単独の主体では限界があるということで、このため国民、民間団体、学校、
事業者、そして国または地方公共団体が相互に協力して取り組む。取り組むことによっ
て、環境保全活動あるいは環境教育等の効果が高まっていくだろうということで、基本理念
を置いております。

2つ目の○でございます。国民、民間団体等における取組ということで、持続可能な社
会の構築を目指して、家庭、職場、地域といったあらゆる場において、環境教育とか協働
取組による活動といったものを行うよう努めてくださいということを書いております。協
働取組につきましては、その下に*印で括弧書きで示されてございます。ただ、国民、民
間団体等の責務ということで、教育法4条のほうに置いてあるのですが、この4条の後段
では、他の者の行う環境保全活動、環境保全の意欲の増進、及び環境教育並びに協働取組
に協力するよう求めるものとするということで、他の者の行う取組、いわゆるパートナ
ーシップの根拠がこの規定に設けられたところでございます。

3つ目の○、地方公共団体における取組ということでございます。政府の基本方針を勘

案しまして、地域にふさわしい環境教育を進めるための方針、あるいは計画を作成していただき、それに基づいて取組を進めてくださいということになっております。方針や計画といった策定を義務付けなかったというところもあるのですが、これは地方自治を尊重して、そういう規定になったということのようでございます。

前回もちょっと御指摘があったのですが、行動計画の策定状況が問われました。現在、都道府県が25、政令指定都市は3、中核市は8ということで、今、策定が進められております。

次が4つ目の○、学校における取組でございます。学校における児童生徒への働き掛けでございますけれども、まず1点目として、いわゆる感性の教育が環境教育では大事だということで、幼児期から発展段階に応じまして、またあらゆる機会を通じ、学校教育だけではなくて、また社会教育においても、いわゆる公民館とか生涯学習センターといった部分でも環境教育をしっかりとやっていかななくてはならないという位置付けがございます。

2つ目の・でございます。子供を教える教職員の先生方が環境に関してきちんと理解していない。あるいは、子供に対して、知識なり環境問題との向かい合いを教えられないという状況があると困りますので、教職員の研修の充実あるいはモデル的なプログラム作りといったものも含めまして、今、取り組んでいるところでございます。

5つ目の○でございます。職場における取組ということで、これは企業、NPOなど、その他民間団体とか公共機関、その雇用する者に対しまして、環境教育や環境保全、体験の機会の提供といったものに努めていきたいと思います。

最後、6つ目の○、一番下の○でございますが、1つ目の・は、環境保全活動、協働取組等を行う国民や民間団体等を支援する事業を行う団体からの申請を受けまして、主務大臣が指定する制度でございます。現在、5団体が登録されております。

2つ目の・、人材認定事業ということで、環境教育に関する教材を開発及び提供する事業。これは、環境教育を実施するにも、その準備あるいは指導、引率もしていかないといけないということで、相当手間がかかるものでございます。体験学習など中身の濃い教育が求められれば求められるほど、担い手は不足しているという深刻な状況でございます。そこで、民間の人材を活用、あるいはこれが円滑になるように担い手不足を改善することが望まれている。環境保全の知識あるいは指導能力といったものを有する方を育成していく、あるいは認定したりする事業を行っている者による登録を受けることができるということを規定しております。

環境分野については、環境NPOが大変多いわけですが、これをどう活用し、また連携していくのか、あるいは国として与信していくのかということで、団体の指定とか教材の開発・提供事業の登録といったものがございまして、3つ目の・にございまして、
「体験の機会の場」の認定。NGOさんたちが、学校とか地域で、私たちはこんなプログラムができて、あるいはこんな教材がありますよと言っても、なかなか信頼していただけない。これは本当に大丈夫なのか。昨今の何とか詐欺ではございませんが、そういったこ

とを疑ってしまう、判断に困ってしまうということもあるかと思えます。

そういうことで、国のほうで登録制度・認定制度を設けて、そういうNGO・NPOの方々の活動が信頼されるように与信しているということでございます。人材の認定事業でございますが、現在40団体47事業が認定等されております。「体験の機会の場」の認定状況でございますが、これは9カ所が認定されております。

それから、基本方針のほうですが、時間の関係で、大きく項立てているのは3部構成になってございます。ページをめくっていただきまして、目次をご覧になっていただくと分かるのですが、1つ目は基本的な事項、2つ目として基本的な方針、3つ目がその他の重要事項ということで構成されております。

このうちの是非御紹介しておきたいのは、16ページ、「学校の教職員の資質の向上」ということで、環境省では文部科学省と協力しながら、環境教育を担う教職員、地域で環境に関する活動を実践している方々を対象に、ESDの視点を取り入れた環境教育の実践力、カリキュラムデザイン力という言い方をしておるのですが、その向上を目的とした研修を開催しております。今年度は、来年2月に実施する予定でございます。

内容は大きく2つございまして、1つは、今年度から新たに設けたのですが、環境教育・ESDカリキュラムデザイン・フォローアップ研修。これは我々がいつも反省することですが、事業をやりっ放しにするということは、その事業がもったいなくなってしまう。その事業の効果というものを我々が見て、次のステップにつないでいかないとならないということで、今年度から新たに過去3年間に、この研修を受講した学校教育の関係者の皆さんに是非参加していただきまして、研修受講後の実践について振り返ってみましょうということで、行おうとしているものでございます。

もう一つは、従前の環境教育カリキュラムデザインの研修。

○西村会長 簡単にしていただけますか。時間の関係で、申し訳ありません。

○環境省鈴木環境教育推進室長 はい。ということで開催させていただいております。

以上、御紹介などございました。

○西村会長 どうも恐縮です。ありがとうございました。

それでは、御意見を頂戴したいと思います。

私のほうから1点だけ済みません。先ほど古谷委員がほかの方に御質問されたのと同じ部分でございますが、消費者教育推進法が目指しておりますところの、公正で持続可能な社会の構築という概念があるわけですが、それを環境教育とも連携しながらやっということが基本方針でも示されているわけです。その部分について、受け皿としての環境省としては、この推進法の考え方をどういうふうに消費者庁なり、あるいは推進法の考え方と協調していくとお考えか。我々は、消費を通じて、環境配慮の消費であったり、持続可能な消費を作り上げていこうという認識が強いわけですが、連携の体制について、何かお考えがありましたらお願いいたします。

○環境省鈴木環境教育推進室長 連携の体制といいますと、我々のほうは、環境教育とい

うのは、幼児期から小・中・高・大学・社会人、ありとあらゆる場所で行っていかないと
ならないということを考えております。その中で我々が予算要求しているのは、まず子
供の環境教育をどうやって強化していくのか、家庭における環境教育の強化事業をどうや
って進めていくのか。

あるいは、地域における環境教育といったものを進めていきたいと思いますということで、例
えば家庭における環境教育の強化ということでは、「Ecoカフェミーティング」ということ
をやっているのですが、地元の住民の方を中心に環境教育、当然専門家の方もいないとい
けないのですが、そういった方の助言を受けながら地域の環境課題の解決を図るというこ
とで、話し合いの場を設けています。そういうところで消費者の教育ということも入って
こられるのではないかと考えております。

○西村会長 ありがとうございます。環境消費者教育と言ってもいいのかもしれませんが、是非よろしくお願
いしたいと思います。

ほかに意見がありましたら。では、高山委員。

○高山委員 ちょっと時間もないと思いますので、済みません。今回4つの分野について、
それぞれ報告をいただいたと思うのですが、聞いていて感じましたことをコメントさせて
いただきたいと思います。

先ほど西村会長及び古谷委員から、持続可能な消費との関連性をという御指摘があった
と思うのですが、併せて、今回の関係省庁からのヒアリングというのは、基本方針の見直
しの論点整理のためのプロセスと認識しております。そうしたときに、基本方針を策定し
たのは平成25年ですね。それから、この2年間あるいは2年半ぐらいの間にどういう実績
があり、その結果、どういう成果につながったのか。それから、その成果の後、残されて
いる課題が何なのか。それから、世の中の動きの変化に応じて、また新たな課題、消費
者教育の中でやっていくべき課題は何なのかというのを、今日お聞かせいただいた4つ
の分野、それぞれについてクリアにできたらと思います。

今日の報告の中では、その辺が余り明快でなかったように思いましたので、是非事務局
の御協力のもと、その辺を整理していただいて初めて、基本方針の見直しの論点整理とい
うところにつながってくると思いますので、よろしくお願
いしたいと思います。

○西村会長 ありがとうございます。

会議の予定として、次年度とございましたけれども、28年度でしょうかね。当初は、若
年者の消費者教育を中心にやっていくと。28年度については、基本方針の見直しを中心
に議論していくという理解で進めていっていると思いますので、そこの部分で、この連
携状況が一体どうなっているのだということ、この3年間なりを図式化でもしていただ
いて、表示していただくことが必要かもしれませんね。ありがとうございます。

長谷川委員、お願いします。

○長谷川委員 今の意見に併せてですけれども、今の課題は学校教育で全てやってい
かないといけない。現状と課題を、それぞれ共通は何で、何ができていないのかとい
う辺りも

整理していただくほうがいいかなと思いました。

○西村会長 貴重な御意見ありがとうございました。事務局のほう、是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、以上で各省庁からの御報告の部分、終了したいと思ひます。環境省、どうもありがとうございました。

それでは、議題の2番に移りたいと思ひます。ちょっと時間が押してきまして恐縮です。「学校における消費者教育の充実に向けて」でございます。

前回の9月の推進会議で、学校における消費者教育の充実に関して、様々な議論をしていただきまして、論点をお示しいただいて御意見を頂戴したわけでございます。本日は、その際の皆様からの御意見等を頂戴したものに基づいて、事務局のほうで整理していただきましたので、それについて事務局から、まず説明をしていただきたいと思ひます。資料2になると思ひます。

では、岡田課長、よろしくお願ひします。

○岡田消費者教育・地方協力課長 消費者庁でございます。

資料でございますが、先日の推進会議でいただきました御意見に基づきまして作らせていただいておりますたたき台でございます。事前にいただきました御意見につきましては、当方としては盛り込んだつもりでございますけれども、先生方からご覧になると、まだ盛り込めていないとお思ひになることもあるかもしれませんので、その点につきましては、また本日、御意見いただければと存じます。

構成は2部構成になっておりまして、2ページ目の「はじめに」というところで現状分析を行っておりまして、5ページ目の「2. 学校における消費者教育の充実に向けて」というところが具体的な提案になってございます。

1枚戻っていただきまして、2ページ目ですけれども、「はじめに」のところでは「消費者をめぐる状況」ということで、消費者を取り巻く環境と、消費者自身が変わりつつあるということに記載しております。

(2)の「消費者教育の現状」のところでは、消費者教育が消費者教育推進法に基づき実施されているということに記載した上で、4ページに消費者市民社会の形成への参画に視野が広がっているということに記載しております。

4ページ目の(3)では、「学校における消費者教育の現状」ということで記載しておりまして、学校における消費者教育は、推進法の施行以前から取り組まれているということで、具体的にどうなされているかということを整理しております。

2番目の「学校における消費者教育の充実に向けて」というところですが、1番の現状を踏まえつつ、今後の学校における消費者教育について検討を行って提案するというので、3点提案してございます。

5ページ目の真ん中あたり、消費者教育と学校教育の目指すところは重なる部分が大いということに記載しております。

提案ですけれども、3つございまして、まず、5ページ目の「消費者教育の時間の確保について」。1枚めくっていただきまして7ページ目、「教員の消費者教育指導力向上のための教育・研修について」。もう1枚めくっていただきまして、8ページの下でございまして、8ページの下でございまして、「外部人材の活用について」。この3点について整理してございます。

戻っていただきまして、5ページ目でございます。消費者教育の時間の確保につきまして書かせていただいておりますが、各省庁が御説明いただいておりますけれども、学習指導要領あるいは教科書における消費者教育の内容は、着実に充実してきているということ。

ただ、次の段落ですけれども、実際に消費者教育が十分に行われているかどうかということについて、一番下の行ですが、実践的な消費者教育を行うには不十分ということを記載しております。

1枚めくっていただきまして、6ページ目でございます。今日、いろいろな省庁からお話を伺ったわけですけれども、食育、金融経済教育、法教育、環境教育など、非常に重なる分野が多いということを記載しております。

以下、具体例を記載させていただいております。

7ページ目、「教員の消費者教育指導力向上のための教育・研修について」ということでございます。(1)では、いろいろなところと重なる部分が多いということを指摘しております。(2)は、消費者教育を効果的・効率的に実践するためには、教員の指導力の向上が不可欠であるということを記載した上で、同じ段落の最後ですけれども、教員の養成・研修のあらゆる機会に、消費者教育の授業を行う必要があると記載しております。

具体的に、下では2つ挙げております。大学における教養課程及び教職員課程が1つ目。2つ目としては、教員になられてからの研修についてでございます。

1番目では、教職課程を履修される学生さんだけではなくて、全ての大学生に対する消費者教育を充実させることも重要と記載しております。

2番目の教員に対する研修のところでは、1枚めくっていただきまして8ページ目でございますけれども、様々な研修の機会について、どういったことができるかということを具体的に記載してございます。

8ページ目の下のほうでございまして、こういった大学における消費者教育あるいは教員に対する研修においては、次の(3)で示すような外部の講師の活用が不可欠であるということを記載してございます。

こうした教員に対する研修によりまして、地域における教育研究や校内研究において消費者教育が取り上げられるようになるのではないかと記載しております。

最後に、外部人材の活用について、(3)として整理しております。消費者教育の担い手として、9ページの上の辺りですけれども、消費生活に関する専門家を活用することも有効と考えられる。具体的に、同じ段落の下のほうですけれども、消費生活相談員、弁護士、司法書士、消費者団体、事業者・事業者団体などが考えられると具体例を示しております。

その後、下はいろいろな具体的なことを書かせていただいております、9ページ目の一番下でありますけれども、外部講師は教育の専門家ではないということでございまして、1枚めくっていただきまして、国民生活センターなどで研修を行うということを記載しております。そこで研修を行って、指導方法について具体的に理解を深めていただく。あるいは、学校教育について理解を含めていただく必要があるということを記載しております。

10ページ目の注の上辺りですけれども、そのほかに教育委員会と消費者行政担当部局の連携・調整によって消費者教育が効率的に進むということを記載させていただいております。

11ページに行きまして、最後ですけれども、消費者教育は学校教育と重なる部分が多い。あらゆる教科において授業を行うことが可能である。消費者教育は、生徒に身近な消費生活、消費者問題を通じて実際の生き生きとした社会に触れることが可能となる。そして、実践的な「生きる力」を育むことができる教育であるとまとめております。

以上です。ちょっと駆け足で申し訳ございませんでした。

○西村会長 膨大な資料が事前に送られてきましたので、ここにどれだけお目通しいただけているかということがございますが、短い時間ですけれども、取りあえず今日の時点でお気付きの点がありましたら、御意見を頂戴したいと思います。

先に河野委員から、続いて島田委員。

○河野委員 河野です。

加筆訂正された部分の案内というのが特にないので、読み込んだ範囲ですけれども、2ページ目の(1)の下3行のところは加筆いただいたのかなと思うのです。

3ページ目の真ん中の段落の「消費者教育の対象が消費者市民社会の形成への参画に視野が広がったと解釈」できると、ここでは明示しているのですけれども、だとすると、その部分が記述として少し足りないという印象を受けました。

もう一点は、6ページで、様々なことが可能であると、教育の中でできることの提案がたくさん入っているのですけれども、その終盤のところ、例えばこのように多様な機会を作り、時間の確保をすることが必要であるということをごにもはっきり明言していないので、ここでは時間を確保しなければならない、足りないのではないかと、
「可能である」という結びの言葉で終わってしまっている、そこはもう少し強めてもいいのではないかと思います。

あと、個別のところですが、どこかに消費生活センターの窓口への研修も必要だと、新任の教員の研修の場として、そこが紹介されているのですけれどもね。

○西村会長 8ページだと思います。

○河野委員 8ページですね。ここに、例えば企業のお客様窓口とか対応というところも加えてもいいのではないかなと思いました。これは意見です。

以上です。

○西村会長 続いて、島田委員お願いします。

○島田委員 何度も恐縮です。大変すばらしい内容で、私、読んで非常に感銘を受けたというのが、率直な感想です。

その上で幾つか意見を申し上げますと、第1回の会議の中で、私、モチベーションを伝えるということが非常に大事だというお話をさせていただきましたが、5ページの学校における消費者教育の充実に向けてのところで、前文があるわけですがけれども、第1項目が消費者教育の時間の確保という話になっておりまして、非常に技術的な話で始まっているというあたり、この前文の部分を、消費者教育の意義を共有するというタイトルにして、消費者教育の意義を強調する。その中で、先ほど御意見のありました消費者市民社会の問題にも少し加筆していただくというところが大事なのではないかと気がいたします。

その上で、5ページの真ん中の「したがって」の段落ですがけれども、「全ての教科・科目を通じて行うことができる」というところはいいのですけれども、その前の部分です。「学校教育における消費者教育は、知識・技能を身につけ、それらを活用して課題を解決するために必要な知識を身に付けるといった観点から」というのが、その後といまひとつうまくつながっていないような気がします。ここは、今の学習指導要領の中で、生きる力なり持続可能性といったところが非常に重視されていて、それと正に直結するものだという観点を盛り込んでいただいたほうがいいのではないかと気がいたしました。

それから、6ページは非常に素晴らしくて、いろいろな教科で活用できるということが書いてあるわけですがけれども、問題は、先生方がどの教科で何をやっているかというのがよく分からないことが非常に多いということだと思うのです。ですから、その体系化の視点というのが必要だということを、それによって、もっと効率的な教育ができるのだというあたりを少し入れていただく必要があるのではないかと。

小学校だと、1人の先生がいろいろな教科をやるから、それは割とできる。それでも学年が違えばよく分からないところがあるわけですね。ESDの分野ではユネスコスクールという取組があって、学校全体でESDカレンダーというものを作って、学校全体の取組の体系化を図っているわけですがけれども、そういった取組も参考にしながら体系化を図っていくということが、様々な教科間の連携とか学年間の連携を図っていくという視点が大事だという指摘が一つ必要なのではないかなと思います。

それから、ちょっと細かなところで言いますと、6ページの情報に関連した分野について、情報発信という視点が非常に大事だなというところ、そこを少し盛り込んでいただければいいのかなと思っていることと。

それから、消費者行政に関して学ぶという部分が公民分野に出てきますけれども、消費者行政を活性化する上での消費者の役割、消費者市民的な観点ですがけれども、そういったところを盛り込んでいただくと、よりいいのではないかと思います。

済みません、長くて恐縮ですが、以上です。

○西村会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

堀内委員、それから大竹委員。

○堀内委員

前回、昨年11月14日に私の前任校でございます松山市立余土中学校の9時間の実践例を紹介したかと思えます。

「学校における消費者教育の充実に向けて（案）」の6ページの中ほどに、中学校社会科公民的分野において、「消費者の自立支援なども含めた消費者行政」を真正面から取り組んだ例であるということで、説明させていただきました。「水の値段」というタイトルで申し上げました。今日は、学校現場ではどんなことが行われているかを、資料「『第40回四国社会科教育研究大会』公民的分野の公開授業」計7ページで説明させていただきます。

1ページが本実践9時間の大きな流れです。実際に公開したところは、2ページの消費者トラブルについての話し合い活動でした。それをもう一つ具体的にしたのが、3、4ページでございます。現実の消費者トラブルに対して、私たち、そして企業、国、地方公共団体は、みんなどうしたらいいのだろうか。よりよい社会の形成のために、どうしたらいいのだろうかということで、前時で考えたことを3ページの①から⑨のような枠を設けて話し合いをしました。その整理したものがお手元の5、6ページでございます。

私たち自身はどうしたらいいのか。私たちは企業に対してどうするのか。私たちは国、地方公共団体にどうしたらいいのか。すぐ知らせてほしいとか、国民生活センターに相談するとか。また、国はどうしたらいいのか。消費者庁からの情報公開という発言・意見もあります。

国から私たちに対してはどうなのか。消費者教育の充実ということが生徒の意見からも出ています。このような授業でございました。

実際に生徒が、消費者市民社会、またよりよい持続可能な社会へ向けて、どのような考えを持ったかということ、最後の7ページのワークシートで見て頂きたいと思えます。9時間のそれぞれの振り返り、そしてまとめが書かれております。消費者市民社会、よりよい社会の形成として、自分はどうしたらいいのか、振り返って考えてみようということで、私は消費者市民社会の一員として、企業や国、地方公共団体によりよい財やサービスのためにアドバイス、意見を言うという具体的なところまで、生徒が踏み込んだ事例を今日は持ってまいりました。

○西村会長 具体的な参考事例、どうもありがとうございました。

では、大竹会長代理、よろしく申し上げます。

○大竹会長代理 学校教育における消費者教育で非常に具体的に原案を作っていただきまして、ありがとうございます。これで学校での消費者教育が大分進むかなと期待を持って読ませていただきました。

先ほど、それぞれの関連省庁からのいろいろな取組を伺ったのですけれども、それで私もそれぞれの取組、注視していたところなのですけれども、特に食育の取組というのが小学校、

中学校で非常に広まっているなど私は思っております。それはなぜかと思っております。けれども、ある市の食育の取組について、私、各学校の具体的なものを調べさせていただいた結果、各学校に必ず食育推進担当リーダーと言うのですか、名前は忘れましたがけれども、そういう方がいて、校長がやっていたり、家庭科の教員がやっていたり、栄養士がやっていたり、様々ですけれども、そこが1年間のカリキュラムを作るのですね。

そして、先ほどESDの学校カレンダーとおっしゃっていましたが、同じようなものが全ての学校で毎年作られています。なので、いろいろな教科の中に、そういう食育が入っていたり、特別課程が入っていたり、学校行事に入っていたりします。そういうふうに学校の中で、どのように食育をいろいろな活動の中で取り組むかという見とり図が年間計画にあると、それぞれの担当の先生たちが取り組めると思うのです。消費者教育も、ここに書いてある内容は正に食育と同じように、学校のあらゆる教科の中で、あるいはあらゆる指導の場面の中で取り組んでいきたいと思いますので、是非そういう人を学校の中に置いてほしいと書いていただければいいと思います。

実は、この推進会議が始まる前のプレの推進会議だったと思うのですが、そのときに私がそういうことを書いたらどうですかと申し上げて、ただ、そこで消費者教育推進コーディネーターという名前にしてしまったものですから、外部からの協力者と区別がつかなくなってしまったのです。外部からの協力者も必要ですけれども、内部でそうやって責任を持ってやる担当者がいるという、非常に推進できるのではないかなと思ひまして、一言意見を申し上げさせていただきました。

○西村会長 ありがとうございます。時間がなくて申し訳ございません。

この本文を整理するに当たりまして、事務局のほうに年内をめどに御意見をメール等で頂戴しまして、再度、今日の御発言を基に、更に皆様からいただいたものを加えて整理していただきたいと思ひます。私自身も十数カ所、細かい話があるので、指摘をしていきたいと思ひます。

1点だけ、これはちょっと違うのではないかということだけ、申し訳ありませんが、短時間で申しますと、5ページにも出てきて、最後にも「消費者教育と学校教育の目指すところは重なる部分大きい」という表現が2回ぐらい出てくるのです。これは、ちょっと捉え方が違うかな、あるいは書き振りが違うかな。既に学校教育では、長い間、消費者視点ということをやってきて、消費者教育をやってきていて、この言葉でいくと、もともと別なものがあって、それが重なり合うという感じに誤解されるような心配があるから、ちょっと表現の工夫が必要かな。ここは一番気になった点でございます。

次に進めさせていただきます。議題3でございますが、「若年者への消費者教育の充実について」ということでございます。

前回の推進会議で、社会情勢の変化に伴う議論ということで、若年者の消費者教育についてのワーキングチームと、消費者市民社会の普及に関するワーキングチームを作って議論していただいて、その成果を報告して議論を深めていくということが了承されておしま

すので、私のほうでワーキングチームの委員をお願いしたところでございます。

最初に、若年者の消費者教育のところ、議論の進捗状況を御報告いただければと思います。

東委員からお願いいたします。

○東委員 それでは、失礼いたします。資料3-1に基づきまして、お時間の関係もございまして、概要のみ御説明させていただきます。

そちらの資料には、「第1回若年者の消費者教育に関するWT<議論の概要>」と書いてございますが、ここで課題といたしましては、具体的に若者、それから高校生向けのワークブック型の教材を作るということを前提としながら、その中身を検討する中で、実際にどういう要素がこれからの若年者の消費者教育には必要なのかという形で議論をいたしました。メンバーは、そちらにあるとおりでございます。そして、12月7日に第1回の会議を開催しております。

ここで非常に重要でございましたのは、教材の位置付けの確認ということでございます。今回、若年者の消費者教育に必要な内容を検討する上で、具体的にイメージが持てるようにということで、事務局のほうからたたき台的な教材案が提出されております。ただし、こちらはあくまでもたたき台ということでございまして、過去の教材を踏まえつつ、今回、新たに今後取り入れたい情報などを盛り込んだものということでございました。そして、Q&A方式ということで、若い人たちも取り組みやすい形となっております。これを見ながらではございましたけれども、必ずしもその内容に拘束されることなく、私どもワーキングチームといたしましては、自由に議論をさせていただいたということでございます。

今、申し上げた教材の位置付けが非常に重要だということですが、事務局の説明に基づいて、ここは確認させていただきました。1点目は、こちらの教材については、平成28年6月を予定と書いてございますが、選挙権年齢の引下げ、それから成年年齢の引下げに向けた動きを踏まえつつ、そのタイミングに間に合うように少し新たな視点を入れた教材を打ち出していこうということでございました。

もう一点は、高校2年生全員を対象にしましょう。そして、これは学校で指導するためのものではなくて、自習用、消費者学習という形で、学校の授業の副教材ではなく、5分程度で読めるものを考えていくということでございました。

したがって、自ずと内容に全てを盛り込んでいくことは難しいのではないかとということが議論の中心になりました。さらに、もともとの御提案のものは20ページほどあったのですけれども、内容を必要なものに絞り込んでいくということと、あと、自分1人で見ても、それをやってみようと思おうと高校生なり若い人が思うようにするにはどうしたらいいかという辺りが、ここでの議論の中心となりました。

それらを踏まえまして、体裁のところになりますけれども、とにかく簡単で、ぱっと見て分かるものということで、見開きの8ページ程度ということで。この会議の資料にもありますが、前回、消費者教育支援センターのほうで紹介されました「私たちの行動が未来

をつくる「めざせ！消費者市民」 という教材、折り込み式の8ページのものがありましたが、せいぜいこのぐらいの分量でないと、1人で見ながらいろいろワークをしてみようという気持ちにはならないのではないかと、このぐらいの分量ではないか。

それから、中を開いてもらうために、最初のタイトルといいますか、キャッチがとても大事なので、そこの表面の最初のところに高校生なり若者が関心を持てるような情報を入れていくということが必要だということでもございました。中身も、文字はなるべく少なくして、ぱっと見てわかり、大事なことを中心に構成していく。細かいデータとか新しい事例など変化が多いものについては、例えばQRコードのようなものを使って、その都度、ホームページなどで対応できるようにするというので。このリーフレット自体は最小限の内容で、分かりやすく、若者が自分で読もうという気になるものということで、全体を考えていったらいかがかということになりました。

内容についてですけれども、めくっていただいて、＜参考（教材のイメージ図）＞というところを見ていただいたほうがいいかもしれないのですが、表紙の部分に先ほど申しましたように、強いキャッチと、中を開きたいと思うような情報を載せる。裏面は、とにかくホットラインにつなげていくということで構成する。

開いたところが一番下の中ページになります。ここに消費者リテラシーといいますか、消費者として知っていなければいけないことについてのクイズのようなものを配置する。

そして、中を開きまして、4ページ分の見開き部分の真ん中の2ページに、人生ゲームのような形と言うと分かりづらいかもしれませんが、高校卒業後の人生の中で消費者として経験していくことを盛り込んでいって、それに対するクイズといいますか、質問に答えながら、消費者として今後若い人たちが身に付けておくべき知識を並べていくということで考えました。

両端のページに回答があるというイメージでございます。

ここで最後に確認といいますか、問題になりましたのが、冒頭、選挙権の年齢の引下げということがございましたので、その辺りの絡みで、市民として必要な能力とか、正に消費者市民社会ということをごどのようにここに置いていくのかということです。これにつきましては、消費者市民社会という言葉をごこれからどう考えていくか、取り扱っていくのかということが次の議題でも出てくると思います。

その辺りのこともございますので、まずはこの若者のライフステージを追いながら、出てきた場面場面で、例えば、契約の選択などで、その背景にある権利や義務の問題とか、商品に対して企業やセンターに声を届ける必要があるという消費の問題とかを取り上げる。契約の場면을事例としながら、その背景にある消費者市民社会形成のために必要な能力、そしてその考え方にも言及していくという形で、とりあえずまとめてはどうかということでもございました。

そのほか、幾つか書いてございますが、時間の関係もございまして、以上のような形で前回の議論をいたしましたことを御報告いたします。

○西村会長 ありがとうございます。

このワーキングの作業、御苦勞様でございます。これについて、何か御質問、御意見等。

長谷川委員、お願いします。

○長谷川委員 今回から参加ということで、ちょっと分からないのですが、高校2年生を対象としたというあたりがなぜかということをお伺いしたいのですが。と言いますのは、教材として使うのではなく、自習用ということでございましたが、高校では家庭科が1年生、公民科についても1年生で学ぶことが多い。それとリンクさせることも可能性として考えておいたほうが、この教材の活用度が高いのではないかと。

それから、選挙権年齢が引下げになって高等学校における主権者教育の充実が求められていますが、2年生、3年生というよりも、むしろ1年生の段階で主権者教育の充実が図られていくのではないかと考えております。なぜ2年生が対象なのかについて教えていただきたいと思っております。

○西村会長 今の対象学年の問題。私も、なぜ自習用なのかとか、あるいは5分程度で読めるものとされていますが。配布だけで捨てられるのではないかと心配もございます。ちょっとオフレコ的な発言で恐縮ですが、最初の設定がなぜこうなのかなというところをちょっと伺えればと思います。

どうぞ、大竹先生。

○大竹会長代理 私もオフレコの意見で、そこが気になってお話をさせていただきたいと思っておりました。自習ということだと、きちんとそれで学習するチャンスが必ずしも確保されないのではないかと考えています。そういう意味では、充実に向けての案というのは、各教科の中でこんな領域があって、こんな活動をしていますよというところまで書いてあったので、それぞれの教科の中の指導要領に沿った、ここで具体的にこういう消費者教育をしたらどうですかという教材が開発されるのかなと思って、すごく期待を持って読んだのですが、今回のワーキングチームでは、そこではなくて自習なのかと思ってしまって、ちょっとがっかりしているところがありますけれども、その辺の位置付けとかをお願いいたします。

○岡田消費者教育・地方協力課長 消費者庁でございます。

前回の推進会議に出させていただいた資料に書かせていただきましたけれども、この案件につきましては期限が切られておまして、来年の5月、6月にはお配りしたいという時間的な制約の中で、どのようにすればいいかということをお伺いしております。先生方御指摘のように、じっくりやるということですのでいろいろな調整もございまして、今回はまずはお配りするというところから始めさせていただきますということで、東先生、ワーキングチームの先生方とも御相談しているところでございます。

本格的なことが重々必要だということはお承知しておまして、それは次年度以降ということで考えさせていただきたいと思っております。例えばそれを使って、どういうふうに授業の展開をしていくかということにつきましても、教材をつくった後ということで考えていたものでございます。

以上でございます。

○西村会長 取りあえず、先ほど長谷川委員がおっしゃったように、私も高校1年のほうがいいと認識しますので、それは変えられるということですね。

○岡田消費者教育・地方協力課長 ありがとうございます。

私ども、最初考えたときは、自習でお配りするというのを考えたので、高3だと勉強もあるし、高2かなと。高1は、まだちょっと早いかないと思いましたが、先生から学校での授業の実際のことを御指摘いただきましたので、それでまたワーキングチームの先生方とも御相談していきたいと考えております。

○西村会長 島田委員。

○島田委員 事情がわかるころはございますけれども、学ぶモチベーションをどう高めるかというのが消費者教育にとっても非常に大事な課題なのです。これまでは個人の契約をどう考えますかみたいな、どうしてこれを学ばなければいけないのかという位置付けが余りないまま取り上げられて、何となく読んで終わり。あまり使われないというふうになっては非常にもったいないので、今の消費社会はどういう課題があって、それに消費者市民としてどう向き合わなければいけないのかというところを伝えるものがないと、教育効果としてなかなか高いものになっていかないだろうと思います。もちろん、分量に制限があるのは分かりますけれども、若干その辺りを充実させていただければと思います。

もう一つの視点としては、自分が被害に遭うか遭わないかという視点だけではなくて、周りの人から相談を受けたときにどう答えますかみたいな視点で伝えたほうが、むしろ学ぶモチベーションが上がるのではないかという気もしますので、そういうところも少し御考慮いただいてはどうかと思っております。

○西村会長 まだもう一つ案件があるのですが、5分少々延長でお許しいただきたいと思いますが、ただいまの件、ワーキングの座長の東先生、よろしく願いいたします。

○東委員 ありがとうございます。

私どもも、今回、御提案をもとに検討いたしました。今いただいた御意見を踏まえながら、柔軟によりよいものを検討していきたいと思っております。ありがとうございます。

○西村会長 それでは、議題4「消費者市民社会の形成への参画の重要性の理解促進」につきまして、ワーキングチームの古谷座長からお願いいたします。

○古谷委員 手短かに報告いたします。資料3-2をご覧ください。

開催日時、今後の予定、メンバーは書いてあるとおりです。

議論の内容ですが、消費者市民社会の普及について、法律ができてから、様々な専門家とか関心のある人層向けに、いろいろな形で取組をしてきたわけですが、まだまだ消費者市民社会というのが、概念も含めて、実践も含めて、普及に課題があることから、どのようにしたら普及できるかということになります。そこで前回、第1期で取りまとめをしました「消費者の行動例」を使ってはどうかという案があり、それを基に普及方法を検討したいと考えています。

次に、これまでの専門家とか関心のある人層に対してだけでは普及は難しいことから、更に無関心層をターゲットにして、もっと分かりやすく説明できる形にしてはどうかということになり、成果物のところにありますように、パンフレット、講座プログラム開発、DVD作成を考えています。このような資料は、巷にたくさんありますが、無関心層の方に簡単に説明できるものというのは意外とありません。パンフレットは簡単に誰でもが説明できるようなものを、消費者市民社会とか教育の内容を具体的な行動例を使って説明できるものにしたい。そして実際にそれをどうやって説明するかというものも作る必要があるので、プログラム開発とかDVD作成を行いたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○西村会長 ありがとうございます。

ただいまの古谷座長の御報告に関して、何か御意見等があればお願いしたいと思います。東委員、お願いします。

○東委員 済みません、お時間のないところ、失礼いたします。

今のお話を伺って、確かにそういう形でお進めいただければと思いましたが、一方で、先ほどの私どもの若年者の消費者教育のリーフレットのほうに、そういった消費者市民的な要素を盛り込んでいくということになったときに、こちらとうまくある意味すみ分けをしたり、それから共通項を持ったりということをしていかないと、それぞれが効果的なものにならないと思われましたので、また情報のすり合わせが必要だなと思われました。

以上でございます。

○西村会長 事務局、何かありますか。

○岡田消費者教育・地方協力課長 今、先生がおっしゃったように、消費者市民社会のワーキングチームでやっていただく成果物と、若年者のほうでやる成果物は、同じことを書くかどうかということも含めまして、先生方と御相談していきたいと考えております。

○西村会長 そのほかに御意見ありますでしょうか。

内容が盛りだくさんなものですから、議論し尽くせないところでもございました。御協力ありがとうございます。宿題もございますが、この会議の時間の中ではなかなか議論が尽くせませんので、是非御意見を頂戴できればと思います。

最後に、事務局のほうから次回日程等につきまして、御連絡をお願いいたします。

○消費者庁岡田消費者教育・地方協力課長 次回の日程でございますが、3月の中旬を考えております。また、改めて日程調整させていただきます。

以上です。

○西村会長 それでは、本日はこれを持ちまして閉会とさせていただきます。長時間、どうもありがとうございます。